

消防の動き



2009
10
No.463

- 市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令の概要
- 平成21年7月中国・九州北部豪雨の概要
- 平成21年台風第9号の概要
- 駿河湾を震源とする地震の概要



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



秋の全国火災予防運動

11/9
〜
11/15

消えるまで
ゆっくり
にらめっ子
火の元



備えよう!住宅用火災警報器

福田 沙紀



総務省消防庁 全国消防長会

財団法人 日本防火・危機管理促進協会
URL <http://www.boukakiki.or.jp>

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役だっています。

「平成21年秋の全国火災予防運動」広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

心と心をつなげる 消防行政の推進



東京消防庁 消防総監 **新井 雄治**

災害の様相が複雑多様化しているということは、近年あちらこちらで言われてきましたが、最近では私達の予測を遥かに超えるものが多くなってきました。

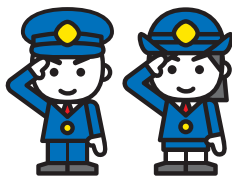
首都東京も例外ではなく、社会経済の発展による都市構造の変化や都民の生活様式の変化に連動して、昼夜、発生する災害も多岐にわたり、首都直下地震発生への対応、救急医療体制の高度化・適正化への対応、更には、新型インフルエンザの拡大と重症化への対策など枚挙にいとまがありません。

このように、変化、発展する社会情勢、多様化の進む災害がしばしば発生する中であって、どのように都民の安心・安全を確保し、都民の期待に応えて行くべきかを考えますと、まず、「変えていく」と「守っていく」ことを十分認識して、消防業務を推進していくことが重要ではないかと考えます。「変えていく」とは、常に都民の視点に立ち、都民の期待に応えられる新しさを求めていくことです。昨日考えたものが、今日も続けていけるのか、今後も継続できるのかを常に意識しながら、業務を遂行することです。

一方、「守っていく」とは、一言でいえば時代が変わり、社会が変化したとしても変えるべきではないこと、つまり、消防に求められてきた「スピード・力強さ・優しさ」というものではないかと思えます。当庁は自治体消防として発足から60有余年、消防のあるべき姿を常に追求し、心血を注いできた先輩各位の弛みない努力によって発展を続けてきましたが、これらのことが常に業務の根幹として位置づけられてきたものと考えます。

ところで、都民の安心・安全を確保していくためには、人々の心と心のつながりが非常に大切です。しかし、現代社会の特徴のひとつとして、人と人とが心をつなぐという意識が非常に希薄になっていると言われていています。今の社会においては、個人でもできることが限りなく増えました。それはそれで良いのですが、逆に隣近所、皆で力を合わせて何かを果たすことに喜びを見出せない時代になってしまったように思います。このような風潮は、災害対応という我々の仕事にとっては非常にマイナスです。いざという時に災害から身を守るためには、都民一人ひとりによる「自助」はもちろんのこと、地域における垣根を越えて助け合う「共助」が極めて重要ですが、それには普段から住民の心と心がつながった社会を作ることが最も求められていることだと思えます。

「防災」とは、地域社会の再生に他ならず、私達消防職員の役目は「防災」というキーワードを使って、住民の心と心をつなぐ手伝いをするのではないかとと思うのです。タイミングを逸しないスピード、災害に立ち向かう力強さと相手を思いやる優しさを持ち、直接、都民と接しながら全力で業務を推進していきたいと切に思います。



市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令の概要

消防・救急課

1 改正の経緯

消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第1項により、消防長は市町村長が任命することとされ、同条第2項の規定に基づき、市町村長が消防長を任命するために必要な資格等を定める「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和34年政令第201号）」（以下、「任命資格政令」という。）が定められています。

消防長は、住民の生命、身体及び財産を保護することを任務とする消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督するなど市町村消防の運営上重要な地位にあり、消防長には、十分な経験に裏打ちされた判断力、統率力、管理能力等が必要であることから、昭和34年に消防事務従事経験者を中心として消防長の任命資格が政令で定められることとなりました。

任命資格政令は、昭和34年の制定以降、数次の改正を経ていますが、このたび、近年における市町村の消防事務の体制整備の進展等を踏まえ、市町村長が消防長を任命するために必要な資格要件を拡大するための改正が行われました。改正政令は、平成21年政令第204号として本年8月14日に公布され、同日から施行されました（平成21年8月14日付け消防消第225号消防庁長官通知「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令の施行について（通知）」）。

2 改正の概要

(1) 現行の資格要件の拡大（第1条関係）

任命資格政令第1条各号に掲げる任命資格のうち、次の号について、それぞれの号に規定する職にあったこと

を必要とする期間を短縮しました。

- ① 第1号【消防署長の職又は消防署長と同等以上の職にあったもの】
2年以上 → 1年以上
- ② 旧第2号（第3号）【消防団長の職にあったもの】
4年以上 → 2年以上
- ③ 旧第7号（第9号）【市町村の行政事務に従事した者で、部長の職その他部長と同等以上の職にあったもの（課制をとっている市町村の場合は、課長の職その他課長と同等以上の職にあったもの）】
4年以上 → 2年以上

これは、消防技術の発展、災害対応事例の蓄積、危機管理業務への対応等により、消防長として必要な知識及び経験を短期間で錬成できるようになっていることに伴い、上記各号に規定する職にあったことを必要とする期間を短縮することとしたものです。

(2) 任命資格の追加（第1条関係）

消防長の任命資格として、以下のものを追加しました。

- ① 第2号
消防職員として消防事務に従事した者で、前号に規定する職を補佐する職その他消防本部、消防署、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関におけるこれと同等以上とみなされる職のうち、条例で定める期間（1年を超え2年以下の期間に限る。）以上在職す



ることにより消防長として必要な知識及び経験を有することとなると認められるものとして条例で定める職にあったもの（前号に該当する者を除く。）

その職にあった期間 条例で定める期間（1年を超え2年以下の期間）以上

② 第4号

消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の常備部の長の職又は消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上とみなされる職にあったもの（第3号に該当する者を除く。）

その職にあった期間 4年以上

③ 第10号

市町村の行政事務に従事した者で、前号に規定する職を補佐する職その他市町村におけるこれと同等以上とみなされる職のうち、条例で定める期間（2年を超え4年以下の期間に限る。）以上在職することにより消防長として必要な知識及び経験を有することとなると認められるものとして条例で定める職にあったもの（前号に該当する者を除く。）

その職にあった期間 条例で定める期間（2年を超え4年以下の期間）以上

これは、国民保護業務や危機管理対応等に見られる市町村の行政分野の拡大等により、第1号、第3号、第9号それぞれに規定する職を補佐する職にあるときから、段階的に消防長として必要な知識及び経験を錬成できるようになっていることから、任命資格を追加することとしたものです。

第2号及び第10号の「前号に規定する職を補佐する

＜任命資格政令第1条の改正イメージ＞

所属団体	改正前			改正後		
	号	職	期間	号	職	期間
消防本部	1	消防署長等	2年以上	1	消防署長等	1年以上
				2	第1号を補佐する職等のうち条例で定める職	条例で定める期間（1年を超え、2年以下の期間）以上
消防団	2	消防団長	4年以上	3	消防団長	2年以上
				4	消防団の副団長等	4年以上
都道府県	3	消防事務担当課長	2年以上	5	現行に同じ	
	4	消防事務担当課長を補佐する職	4年以上	6	現行に同じ	
消防庁	5	課長	2年以上	7	現行に同じ	
	6	課長を補佐する職	4年以上	8	現行に同じ	
市町村	7	部長又は課長（部を置かない場合）	4年以上	9	部長又は課長（部を置かない場合）	2年以上
				10	第9号を補佐する職等のうち条例で定める職	条例で定める期間（2年を超え、4年以下の期間）以上
国又は都道府県	8	行政事務担当課長又は課長を補佐する職	6年以上	11	現行に同じ	

職」を条例で定めることとしているのは、市町村によりこれらの職の名称、位置付け等は様々であるため、政令で一律に規定するのではなく、各市町村で組織編成の状況に応じて定めることが適当であるとの考えによるものです。また、第2号の「条例で定める期間」は1年を超え2年以下の範囲で、第10号の「条例で定める期間」は、2年を超え4年以下の範囲で、それぞれ当該「条例で定める職」の位置付けに応じて適切な期間を設定する必要があります。

第2号及び第10号に基づく条例を定めるに当たっては、消防長として必要な知識及び経験を有することとなるかという観点から第1条各号の任命資格との権衡に配慮しつつ、職及び期間を適切に設定する必要があります。なお、この第2号及び第10号に基づく条例は、任命資格を追加する必要性がない市町村においては、定めることを要しないものです。



平成21年7月中国・九州北部豪雨の概要

応急対策室

1 はじめに

平成21年7月19日(日)から7月26日(日)にかけ梅雨前線の活動が活発化し、中国地方や九州北部地方で局地的に激しい雨が降り、特に山口県や福岡県では大きな被害をもたらされました。

消防庁では7月21日(火)15時00分に消防庁災害対策室を設置し対応しました。

2 被害の状況

この災害により、死者31名、負傷者46名、住家被害1万2,042棟などが発生しました。平成21年9月15日(火)現在の主な被害の概要は、次のとおりです。

(平成21年9月15日現在)

人的被害		住家被害	
死者	31名	全壊	47棟
行方不明者	0名	半壊	99棟
重傷者	8名	一部損壊	192棟
軽傷者	38名	床上浸水	2,155棟
		床下浸水	9,549棟



特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」の状況

(撮影・写真提供：福岡市消防航空隊)

3 消防応援の活動状況

(1) 山口県における主な活動状況

平成21年7月21日から7月28日(火)にかけて山口県相互応援協定に基づき、下関市消防局、周南市消防本部及び下松市消防本部の計19隊90名が防府市に出動し救助活動を実施しました。

また、7月21日から7月25日(土)にかけて広域航空消防応援実施要綱に基づき、消防庁長官の求めにより福岡市消防局、北九州市消防局、愛媛県及び広島市消防局のヘリコプターが山口県防府市に出動し、孤立地区等から144

名(山口県防災ヘリコプターを含む。)を救助しました。

(2) 福岡県における主な活動状況

平成21年7月26日、高速自動車道における消防相互応援協定に基づき、福岡市消防局、粕屋南部消防組合消防本部、筑紫野太宰府消防組合消防本部及び春日・大野城市・那珂川消防組合消防本部の計19隊83名が九州縦貫自動車道土砂崩れ現場に出動し救助活動を実施しました。

4 被災地の視察等

大きな被害をもたらされた山口県及び福岡県の被災地への政府調査団の派遣と麻生太郎内閣総理大臣の視察が行われました。

視察等の概要については、以下のとおりです。

(1) 政府調査団の派遣

林幹雄防災担当大臣を団長とする政府調査団が派遣され、7月22日(水)に山口県防府市の国道262号沿線の土石流現場、特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」において、また、翌週の7月27日(月)には福岡県大野城市の高速道路土砂崩れ現場及び那珂川町において、調査を行いました(消防庁からは市橋保彦総務課長が参加)。

(2) 総理大臣の視察

7月29日(水)に麻生総理大臣が、山口県防府市の国道262号沿線の土石流現場、特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」を、また、福岡県大野城市の高速道路土砂崩れ現場、那珂川町の被災状況を視察し、



高速道路土砂崩れ現場の視察

(福岡県大野城市)

被災された住民、県職員及び市町職員並びに防府市消防本部の隊員へ激励を行いました(消防庁からは武居丈二国民保護・防災部長が随行)。

(※役職は7月29日現在のものです。)

5 おわりに

消防庁では、消防の広域応援体制の強化や災害時要援護者への支援等の防災対策の充実を図り、国と地方の的確な連携の下、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進していくこととしています。

最後に、被災地の方々にお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。



平成21年台風第9号の概要

応急対策室

1 はじめに

平成21年8月8日(土)に日本の南で発生した熱帯低気圧は北上しながら8月9日(日)21時に台風第9号となりました。

この熱帯低気圧及び台風周辺の非常に湿った空気の影響で、中国、四国地方から東北地方にかけて大雨となり、特に兵庫県では大きな被害をもたらされました。

消防庁では、8月10日(月)6時40分に消防庁災害対策室を設置し、さらに同日17時30分に消防庁災害対策本部に移行し対応しました。

2 被害の状況

この災害により、死者25名、行方不明者2名、負傷者23名、住家被害6,746棟などが発生しました。平成21年9月11日(金)現在の主な被害の概要は、次のとおりです。

(平成21年9月11日現在)

人的被害		住家被害	
死者	25名	全壊	173棟
行方不明者	2名	半壊	974棟
重傷者	8名	一部損壊	31棟
軽傷者	15名	床上浸水	1,152棟
		床下浸水	4,416棟



住家の被害状況 (兵庫県佐用町)

3 消防応援の活動状況等

平成21年8月10日、兵庫県相互応援協定に基づき、姫路市消防局、相生市消防本部及びたつの市消防本部の計7隊22名が兵庫県佐用町に出動し安否確認調査を実施しました。

また、8月10日、広域航空消防応援実施要綱に基づき、消防庁長官の求めにより鳥取県消防防災ヘリコプ

ターが兵庫県豊岡市に出動し行方不明者の捜索活動を実施しました。

8月10日から8月11日(火)にかけて、兵庫県宍粟市では、土砂崩れなどにより住民が孤立したため、兵庫県消防防災ヘリコプターによる航空救助活動を実施し、2日間で孤立者48名を救助しました。

4 被災地の視察等

大きな被害をもたらされた兵庫県及び岡山県の被災地への政府調査団の派遣と麻生太郎内閣総理大臣及び佐藤勉総務大臣の視察が行われました。

視察等の概要については、以下のとおりです。

(1) 政府調査団の派遣

8月11日に林幹雄防災担当大臣を団長とする政府調査団が派遣され、兵庫県佐用町の佐用川護岸決壊箇所等及び岡山県美作市の土砂崩れ現場において、調査を行いました(消防庁からは飯島義雄防災課長が参加)。

(2) 総務大臣の視察

8月16日(日)に佐藤総務大臣が兵庫県佐用町の避難場所等及び岡山県美作市の土砂崩れ現場を視察しました(消防庁からは飯島防災課長が随行)。

(3) 総理大臣の視察

8月22日に麻生総理大臣が、兵庫県佐用町のJ R佐用駅前及びボランティアセンターの被災状況を視察し、被災された住民、佐用町及び兵庫県の職員への激励を行いました。

(※役職は8月22日現在のものです。)



麻生太郎内閣総理大臣の視察 (兵庫県佐用町)

5 おわりに

我が国では、近年、台風や低気圧、前線等の集中豪雨等による風水害が急増し、各地において甚大な被害をもたらしています。

消防庁としては、今後とも広域的な災害に対してより的確で迅速な出動及び活動が行える体制の確立に努めてまいります。

最後に、被災地の方々にお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。



駿河湾を震源とする地震の概要

応急対策室

1 はじめに

平成21年8月11日(火)午前5時7分頃、駿河湾において地震(最大震度6弱、マグニチュード6.5、震源の深さ23km)が発生しました。

消防庁では、直ちに消防庁災害対策本部(本部長/長官)を設置し全職員にて対応しました。

また、緊急消防援助隊消防応援活動調整本部要員として職員3名を静岡県に派遣しました。

2 地震の概要

発生日時	8月11日(火)午前5時7分頃
震央地名	駿河湾
震源の深さ	23km
地震の規模	マグニチュード6.5
各地の震度 (震度6弱)	静岡県: 焼津市、伊豆市、御前崎市、牧之原市
各地の震度 (震度5強)	静岡県: 静岡市、富士宮市、袋井市、菊川市、伊豆の国市、東伊豆町、松崎町、西伊豆町

3 被害の状況

この地震により、死者1名、負傷者319名が発生するなど大きな被害が生じました。平成21年9月15日現在の被害の概要は、次のとおりです。

(平成21年9月15日現在)

人的被害		住家被害	
死者	1名	全壊	0棟
行方不明者	0名	半壊	5棟
重傷者	19名	一部損壊	7,913棟
軽傷者	300名	火災	4件

4 緊急消防援助隊の活動状況等

(1) 出動状況

ア 派遣期間: 8月11日(1日間)

イ 派遣規模: 6隊29名

ウ 初動対応と部隊配備

- ① 「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱(平成20年7月1日消防庁次長通知)」に基づき、地震発生と同時に指揮支援

部隊、第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動準備要請。

- ② その後、静岡県知事からの応援要請を受け、最終的に3都県に対して出動を要請。

派遣先 (応援要請時間)	静岡県 8月11日 5時45分
出動都県	東京都、山梨県、愛知県

- ・指揮支援部隊長(東京消防庁)は陸路静岡県に出動
- ・指揮支援部隊長代行(名古屋市消防局)は同局の航空隊により空路静岡県に出動

(2) 活動状況

- ・指揮支援部隊は消防応援活動調整本部にて情報収集活動等を実施
- ・航空部隊(山梨県・愛知県)は情報収集活動を実施
- ・地元の静岡県消防防災航空隊及び静岡市消防航空隊は地震発生後速やかに出動し、ヘリテレ映像を消防庁、総理大臣官邸に伝送

(3) 活動の終了

平成21年8月11日 14時30分 活動の終了

陸上部隊 最終帰署 19時05分

航空部隊 最終帰投 16時22分



静岡県消防応援活動調整本部の状況

(写真撮影・提供: 東京消防庁)

5 おわりに

消防庁では、今回の事案を踏まえて、今後とも緊急消防援助隊のより迅速で的確な出動及び活動が行える体制の整備や被災地から迅速に情報収集する体制の整備に努めていきます。

最後に、被災地の方々にお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

「消防機関における自己注射が可能な アドレナリン(エピネフリン)製剤の取扱いに関する検討会」 報告書の概要

救急企画室

1. はじめに

平成21年3月より、救急救命士が傷病者に代わってアドレナリンの自己注射薬(エピペン)を一定の条件下で打てるようになりました。これは、救急救命士にとって心肺機能が停止していない傷病者に対して初めて認められた薬剤の投与です。

エピペンは、ハチ毒、食物、薬物などのアレルギーでアナフィラキシーになった重い傷病者に対して用いる治療薬です。このアナフィラキシーとは、アレルギー(ハチ毒、食物、薬物)の接触、摂取によって引き起こされるアレルギー反応であり、^{じんましん}蕁麻疹、呼吸困難、血圧低下、めまい、意識障害など急激な全身状態の変化によって時に死に至ることがあります。

我が国における死亡統計(厚生労働省人口動態統計)において、アナフィラキシーによる死亡が考えられるものとして、ハチ毒(注:正確には、ハチ毒が分類されるICD-10「T63.6 その他の節足動物の毒」)での死亡は、平成15年から平成19年の5年間で年平均23.2人となっています。また、植物によるものは、年平均3.2人となっています。

このたび消防庁では消防機関における自己注射が可能なアドレナリン(エピネフリン)製剤の取扱いに関する検討会を開催し、課題の整理を行い、報告書として取りまとめました。

2. 背景・想定される事態

エピペンを使用する傷病者は、事前に病院で医師よりエピペンを処方されており、本人が適切に使用できるよ

うに指導されています。児童(低年齢)の場合は本人と本人が打てないことも念頭に家族に対しても使用方法について指導されています。こうしたお子さんが学校等でアナフィラキシーを起こすことが考えられます。

また、特にハチ毒による場合は非常に症状の進行が速いとされており、大人でもアナフィラキシーによってエピペンを打てない事態が想定されます。

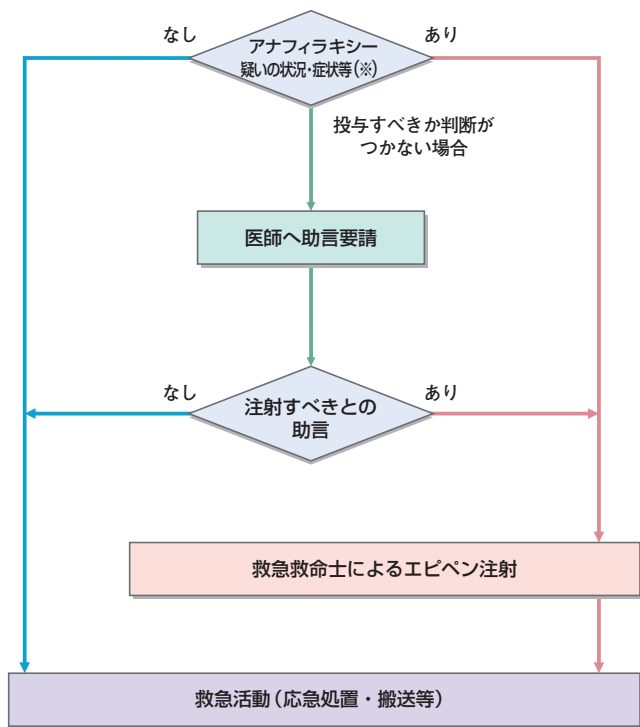
文部科学省において、アナフィラキシーを起こした児童生徒への教職員による迅速な対応を推進すべく、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインが発出されています。

一方、消防機関は、学校に限らず、山林、食堂等様々な状況の救急現場で、エピペンの使用が求められることとなります。そのため全国的に適切な対応体制を構築すべく当検討会では具体的なプロトコル(例)、手順及び留意事項等を明らかにしました。

3. ポイント

当検討会では、救急救命士によるエピペンの使用(薬剤投与)について、メディカルコントロール体制の中で医学的な質が保障され、事後検証を行うことを前提として実施されるべきものであり、メディカルコントロール協議会において、地域の実情に応じたプロトコルの策定、処置に際してのオンラインでの助言体制、事後検証体制及び教育体制を構築することが前提であるとされました。その上で、エピペンを使用するにあたって、まずは、通常の救急活動と同様、インフォームドコンセント(説明に基づく同意)を得る必要があるとされました。

プロトコル(例)



もちろん、本人の意識がないような緊急性が高い場合は別ですが、救急救命士はエピベンを打つことを伝え、傷病者本人の同意を確認した上で、太もも部分に打つこととなります。

また、エピベンの構造上留意すべき事項として、誤って針の出る先端を逆に向けて使用すると、自身の親指等へ針刺しを行う可能性があることから、エピベンの先端に指や手を当てて使用することは絶対に避けることとし、誤って針の出る先端を逆に向けて使用した場合には、針の出る先端に触れていなければ、針が出ていないことを確認し、先端を正しい方向に変え改めて使用してよいとされました。ただし、先端に触れており、救急救命士側に針が出てしまった場合には、使用することはできません。

使用後の取扱いについても言及があり、針刺しを避けるため、リキャップをすることなくハザードボックスに廃棄することとされました。なお、患者本人が使用する場合には、リキャップすることになっており、取扱いが異なる点に注意する必要があります。

投与後は、エピベンの薬液の大部分が注射器内に残り

(※) アナフィラキシー疑いの状況・症状等について

【必須事項】

- エピベンの処方あり(119番通報時等に確認)
- アナフィラキシーが疑われ、本人がエピベンを打つことが困難な場合

【アナフィラキシー疑いの症状】

- ハチ刺傷、食事(+運動)、服薬等アレルギーとの接触の可能性あり
- 過去に同様の症状あり
- 以下いずれかの症状あり(基本は、2つ以上の臓器に症状が現れたもの)

観察項目	自覚症状	他覚症状
皮膚	全身性掻痒感、発赤、蕁麻疹、限局性掻痒感、痒み	血管性浮腫、皮膚の蒼白、一過性紅潮、眼瞼・口腔内粘膜浮腫
消化器	口腔内掻痒感、違和感、軽口唇腫脹、悪心、腹痛、腹鳴、便意、尿意	糞便、尿失禁、下痢、嘔吐
呼吸器	鼻閉、くしゃみ、咽頭喉頭の掻痒感・絞扼感、嚥下困難、鼻水、胸部絞扼感	嚙声、犬吠様咳嗽、喘鳴、チアノーゼ、呼吸停止、呼吸困難
循環器	頻脈、心悸亢進、胸内苦悶	不整脈、血圧低下、重度徐脈、血圧低下、心停止、脈拍減弱
神経	活動性変化、不安、軽度頭痛、死の恐怖感、四肢末梢しびれ、耳鳴り、めまい	意識消失、痙攣
全身症状	熱感、不安感・無力感、冷汗	発汗、全身虚脱

ますが、針が出ていれば、一定量のアドレナリン(エピネフリン)が投与されているので問題なく、同じ注射器から再投与することはできません。ただし、針が出ていなければ当該エピペンを用いて、再度投与を試みることとなります。

4. おわりに

消防庁としては、今般、新たに投与が可能となったエピペンに関する体制の整備について、一層の推進を図るため取り組んでいく予定です。

また、「消防機関における自己注射が可能なアドレナリン(エピネフリン)製剤の取扱いに関する検討会」報告書については、消防庁のホームページに掲載しています。

※報道発表(平成21年8月17日)

「消防機関における自己注射が可能なアドレナリン(エピネフリン)製剤の取扱いに関する検討会」報告書

http://www.fdma.go.jp/pdf/2009/0817/02_houkokusyo.pdf

平成21年度実戦的な特殊災害対応訓練の実施

参事官

概要

消防庁は、去る平成21年7月31日(金)、東京都立川市の東京消防庁第八消防方面訓練場を会場に「平成21年度実戦的な特殊災害対応訓練」を実施しました。

今回は「鉄筋コンクリート構造物の穿孔技術（ブリーチング）に関する実技訓練」をテーマに取り上げ、特別高度救助隊及び高度救助隊配備消防本部、国際消防救助隊登録消防本部から救助隊員、並びに消防学校から救助技術指導者を参加対象者として、全国から約150名が訓練に参加しました。



訓練開始前の集合状況

内容

本訓練では、昨年度から消防庁が主催する本訓練や救助技術高度化検討会、全国消防救助シンポジウム等でショアリングをはじめとする都市型搜索救助技術の指導・普及に尽力されている在日米海軍統合消防局佐世保署訓

練課ドリルマスターの草場秀幸氏を講師に「クリーン・ブリーチ」、「ダーティー・ブリーチ」、「上方穿孔」の三種目を実施しました。

草場氏は消防庁の紹介により、国際緊急援助隊救助チームが来年3月に受検するIEC（国連の外部機関が実施する各国救助チームの能力評価）において、最上級ランクの「重」（ヘビー）クラスに認定されるために修得が必須とされる技術である「ショアリング」等の準備訓練においても講師として指導されています。

「クリーン・ブリーチ」は、穿孔を実施する構造物の反対側に要救助者が存在することを想定し、穿孔に伴い発生するコンクリート片等を可能な限り要救助者側に落下させずに進入口・救出口・脱出口等を設定する穿孔技術であり、これまでの国



草場講師による説明



訓練状況全景



上方穿孔



クリーン・ブリーチ



訓練終了後の草場講師による講評

内の災害現場ではほとんど実施されておらず、その技術・知識も新しく導入されたものです。

「ダーティー・ブリーチ」は、穿孔に伴い発生するコンクリート片の落下に関する影響について配慮することなく、迅速性を求める穿孔技術であり、本訓練において各消防本部等で実施されている技術・方法等について、各小隊内で意見を出し合い、検討・検証をしながら効率的・効果的な「ダーティー・ブリーチ」を模索しました。

「上方穿孔」は、頭上の天井等を穿孔する技術であり、前述の「クリーン・ブリーチ」、「ダーティー・ブリーチ」と同様に前述の I E C 受検に際して、最上級ランクの「重」(ヘビー)クラスに認定されるために修得が必須とされる技術であり、普段の訓練では施設的に経験すること

が非常に困難なものです。参加隊員は穿孔に伴い頭上から降り注ぐ粉塵を全身に浴びながら必死に活動していました。

今回の訓練参加隊員は、ブリーチングという新しい技術・知識を修得するために非常に蒸し暑い気象状況の下、全員が熱心に訓練に取り組みました。

今後は各消防本部等において、今回の訓練で修得した基本的な技術・知識を普及させるだけでなく、日本国内の鉄筋コンクリート造建築物の構造上の特徴等に適応できるように更に研究・訓練に努めて、大規模地震災害等発生時に効果的活動に生かせるように発展・向上させて欲しいと希望するものです。

日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクト 訪日調査団の受入れ

参事官

はじめに

平成21年7月21日(火)から7月31日(金)まで、消防庁では、中国地震局国際合作司 趙明(ジャオ・ミン)副司長を団長とする訪日調査団を受け入れました。これは、国際協力機構(以下、「JICA」という。)が現在準備を進めている「日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクト」の考え方・コンセプト及び実施計画案の妥当性を確認することを目的とした調査で、消防庁をはじめ、消防庁を通じ、東京消防庁、新潟県、兵庫県、神戸市等に受入依頼があったものです。

プロジェクトの概要

「日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクト」(以下、「プロジェクト」という。)は、平成22年4月から3年間の実施を予定して現在準備が進められています。プロジェクトの目的は、中国全土の地震緊急救援体制の強化に欠かせない中国地震局(中国国務院(内閣に相当)直属の機関)の研修実施能力強化であり、「救助能力強化」と「災害応急対応能力強化」の2本柱で構成される予定です。

まず、「救助能力強化」については、中国地震局が昨年、



救助訓練の視察

北京市の郊外に整備した国家地震緊急救援訓練基地(以下、「訓練基地」という。)における教官への技術移転が内容です。中国では、省政府レベルで対応する程度の大規模地震が発生した場合、省政府に地震緊急救援隊が編成され、その省の中の消防中隊が、地震緊急救援隊の救助班として被災者の救助等にあたります。この消防中隊の隊員が、訓練基地に派遣され、そこの教官から地震災害現場における救助技術の指導等を受けています。

プロジェクトでは、我が国の救助隊経験者を長期専門家として訓練基地に派遣し、3年間、訓練基地の教官への技術指導にあたることを予定しています。プロジェクト終了後は、訓練基地の教官による地方の隊員への技術指導等が進められることによって、中国全土の救助能力強化が図られることが期待されています。

次に、「災害応急対応能力強化」については、中国地震局に属する中国地震応急救援センター(以下、「NERS S」という。)の教官の省政府災害応急担当幹部職員に対する研修能力の確立支援を内容としています。中国では省政府レベルで対応する程度の大規模地震が発生した場合、日本の災害対策本部に相当する抗震救災指揮機構(事務局は省政府の災害応急担当部局)が省政府に設置され、前出の地震緊急救援隊のほか、避難者支援やインフラ補強などの応急対応を行う部署に対して指揮・命令をすることになっています。中国地震局は、今後、省政府等の災害応急担当幹部職員を訓練基地に派遣させ、NERS Sに所属する教官によって地震災害時の応急対応に係る研修を受けさせることを計画しています。なお、訓練基地はNERS Sに属しています。

プロジェクトでは、NERS Sの教官による研修体制の確立支援と、一部省政府を対象に災害応急対応能力を強化するためのNERS S教官の指導を支援することを予定しています。NERS Sの教官による研修体制の確立支援については、3年間をかけて、NERS Sの教官

が四川大地震における災害応急対応の検証、各自の専門分野の研究開発を行うとともに、早い時期からN E R S S研修事業に従事しつつ、これを通じて各自の能力開発を進めることとしており、これに対し、日本から派遣する専門家が支援することを予定しています。省政府を対象に災害応急対応能力を強化するためのN E R S S教官の指導の支援については、毎年度、N E R S Sの教官と一部省政府の災害応急担当幹部職員が、我が国に来日し、学識経験者の講義や都道府県や市町村の災害応急担当職員との意見交換等を行い、我が国における災害対応の考え方等に触れ、中国に戻った後、発災後100時間程度における応急対応を念頭に、中国の制度に合った省政府における災害応急対応マニュアルの作成、図上訓練の企画・実施をN E R S Sの教官の指導のもと省政府の災害応急担当部局が行い、これを日本から派遣する専門家が支援を行うことを予定しています。

プロジェクト終了後は、N E R S Sの教官が自力で、省政府の災害応急対応担当部局の職員に対し、災害応急対応マニュアル作成、図上訓練の企画・実施等に係る研修を行い、各省政府が図上訓練を繰り返し実施することによって、中国全土の行政官の災害応急対応能力強化が図られることが期待されています。

今回の訪日調査の内容

今回の訪日調査には、中国から、中国地震局国際合作司趙明副司長を団長に、中国地震局、中国公安部消防局並びに国務院及び省政府の危機管理担当者の計11名が来日しました。

まず、前半の7月21日から7月26日(日)は、「災害応急対応能力強化」部分を念頭に、消防庁において、我が国の防災制度を紹介し、学識経験者から、我が国の災害対応の考え方、図上訓練の進め方、災害ボランティア等について講義をいただきました。また、新潟県、兵庫県、神戸市の職員から、震災時における応急対応に関する体験談やその経験を生かした防災対策の紹介、さらには、兵庫県の職員に図上訓練を実際に行っていただき、調査団には間近で見学してもらいました。加えて、神戸市にある「人と防災未来センター」において、日本の災害対応研修等について紹介をいただきました。



図上訓練の視察

後半の7月27日(月)から7月31日は、「救助能力強化」部分を念頭に、消防庁による我が国の救助に係る制度の紹介の後、東京消防庁において、救助機動部隊・航空隊の資機材・車両等の展示のほか、総合訓練の視察を実施しました。また、消防署の特別救助隊の訓練や救助技術大会特別強化訓練の視察を実施しました。こうした我が国における救助に係る装備及び訓練を実際に見てもらい、日本のレベルを認識してもらうとともに、プロジェクト期間中の訓練イメージを持ってもらいました。

これらの講義や視察等を終えた最後に、調査団と消防庁、J I C Aの3者で意見交換をし、プロジェクトの実施計画を策定するにあたっての調整を行いました。

消防庁の今後の対応

J I C Aにおいては、今秋には中国政府との間でR / D (討議議事録) に署名し、プロジェクトの実施について合意することとしています。消防庁としては、このプロジェクトが新たな日中協力の形として重要なものであり、また、国際社会に日本の消防技術・防災の考え方を広め、さらにそのフィードバックとして、我が国の災害応急救援対応能力の強化につながると考えています。そのため、今後は、J I C Aの相談を受けつつ、中国へ派遣する専門家選定への協力や、プロジェクトに伴う中国からの訪日視察への協力を積極的に進めていきます。

関係者の皆様におかれましては、プロジェクト推進にあたり、引き続きご理解とご協力をお願いします。

「平成21年度子ども霞が関見学デー」の開催

総務課

「子ども霞が関見学デー」は、親子のふれあいを深め、広く社会を知る機会とするため、文部科学省を中心に26府省庁等がそれぞれの特徴を生かし、様々なプログラムを設けて職場見学や業務説明などを行う取組で、今年は8月19日(水)、20日(木)に実施しました。

消防庁では、総務省と合同で中央合同庁舎第2号館1階アトリウム及び北側（警視庁側）駐車場に専用ブースを設け、子どもたちが様々な体験をとおして、楽しみながら「消防の仕事」を学べるよう趣向を凝らしました。

☆ チャレンジ・ザ・ファイヤーマン

～君はどれだけ消防士に近づけるかな？～

- チャレンジ① 地震に負けるな！～地震の揺れを体験しよう～
- チャレンジ② 煙の中を突き進め！～煙ハウスに入ってみよう～
- チャレンジ③ 命をすくえ！応急手当～AEDを使ってみよう～
- チャレンジ④ 火事だ！火を消せ！～消火器を使ってみよう～
- チャレンジ⑤ 命綱をつくろう！～もやい結びを覚えよう～

☆ 消防服を着て写真をとろう

☆ 消防車にさわってみよう

☆ むり絵、ペーパークラフトコーナー

☆ 住宅用火災警報器展示コーナー



むり絵やペーパークラフトコーナーにも多くの子供たちが参加

今年も、東京消防庁生活安全課及び麹町消防署、芝消防署などの協力をいただきながら、昨年引き続き、体験型ラリー「チャレンジ・ザ・ファイヤーマン～君はどれだけ消防士に近づけるかな？～」を中心に、屋外ブースでは、消防服や防火衣、空気呼吸器などを着用して写真を撮るコーナー「消防服を着て写真をとろう」、救助工作車（19日）、はしご付き消防自動車（20日）の展示コーナー「消防車にさわってみよう」を設けました。一方、屋内ブースでは、幼児や低学年の児童用に「消太」むり絵やペーパークラフトのコーナーを設けました。そして、今回は受付横で東京消防庁の職員の方に住宅用火災警報器



応急手当やAEDを体験する子供たち



もやい結びにチャレンジする子供たち



煙ハウスにチャレンジする子供たち



実際に消火器を使ってみる子供たち



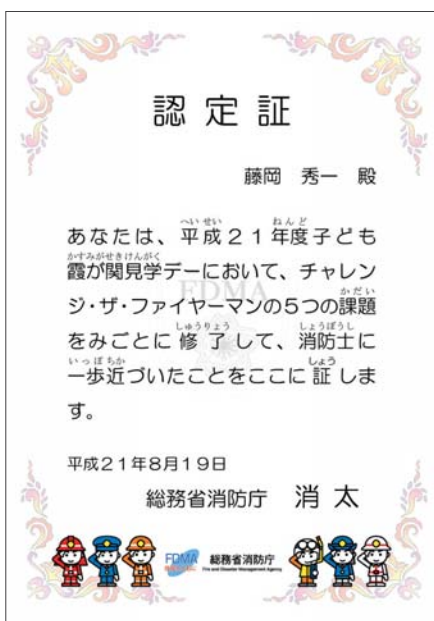
地震の揺れを体験する子供たち



消防服を着て写真を撮る子供たち

コーナーを担当していただき、住宅用火災警報器の広報活動も併せて行いました。

体験型ラリー「チャレンジ・ザ・ファイヤーマン」は、



認定証

単なる体験コーナーではなく、それぞれに課題を設定し、子どもが体験する前に係員がしっかりと指導し、5つのチャレンジをすべてをクリアしたら認定証と記念品を交付するという内容です。特に屋内ブースの「命をすくえ！応急手当」や「命綱をつくろう！」のコーナーでは、係員による、心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）の使用方法、もやい結びなどのロープ結索の指導に熱心に耳を傾け、真剣なまなざしで取り組んでいました。

屋外のブースでは、起震車に搭乗して地震を体験したり、煙ハウスの中を進んで、煙の中での視界の悪さ、苦しさを体験したり、また、大きな声をだして水消火器を使うことで消火器の操作方法を体験するなど、普段触る機会がない装備品に触れ、子どもたちは目を輝かせていました。

この2日間で消防庁及び総務省を訪れた子どもたちの数は902人（保護者も合わせると1,572人）で、平成21年度子ども霞が関見学デーは大盛況のうちに幕を閉じました。

ヘリコプターの活動調整に係る事例報告について ～「岩手・宮城内陸地震」を経験して～

応急対策室

山間部で大規模な山崩れなどが発生し、多数の犠牲者を出した平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震から1年が経過しました。

岩手・宮城内陸地震は、山間部に被害が集中し、各地で道路が寸断されていたため、初期の段階からヘリコプターを大量に投入し孤立者の救助活動等が行われた結果、機動力・高速力を有するヘリコプターの有効性が再認識されることになりました。

そこで今回は、応援のために飛来した緊急消防援助隊航空部隊をはじめとする各機関のヘリコプターの活動調整を円滑に行った宮城県防災航空隊の川崎浩一隊長に、当時の様子を振り返りながら、ヘリコプターの運用について寄稿していただきました。

1. はじめに

昨年6月の「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震」の発生から1年余りが経ち、宮城県における被災の中心となった栗原市では、行方不明者の捜索が雪解けとともに再開され、6月中に新たに4名(白糸の滝吊り橋付近2名、駒の湯2名)が発見されました。被災地域では復旧工事も急ピッチで進んでおり、復興に向けた様々な取組が行われています。

2. 「ヘリコプター災害対策活動計画」について

岩手・宮城内陸地震の際には、宮城県及び仙台市消防局のヘリコプターはもちろんのこと、緊急消防援助隊航空部隊、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上保安庁、警察のヘリコプターが多数集結しました。

宮城県では、地震災害等の大規模災害時にヘリコプターの効果的な活動及び運用ができる体制を確保することを目的として、平成19年4月1日に「ヘリコプター災害対策活動計画」を策定していました。発災当時、この計画をもとに「ヘリコプター運用調整班」が栗原市消防本部内に設置され、1つのテーブルにヘリコプター保有の防災関係機関(陸自、空自、海保、県警、仙台消防、宮城県)の担当者が集まり、班長(宮城県防災ヘリコプター管理事務所長、または所長が指名した県職員)が中心となって、宮城県及び栗原市の災害対策本部や栗原市



初日の6月14日、埼玉県防災航空隊が到着し、事務長、OB隊員などから状況の説明を受けている様子。

消防本部からの様々な要請に対し、「どの任務を、どの機関のヘリコプターが、いつ実施するのか。」ということ、各機関のヘリコプターの特性を活かして、協議・調整・決定するという活動を実施しました。

発災当初、緊急消防援助隊救助部隊の輸送は、主に消防防災ヘリコプターが担当していたのですが、『日没ラッシュ事案(※1)』以降、消防隊員と救助資機材の大量一括輸送は陸自・空自の大型輸送ヘリコプター(CH-47)にも依頼するなど、組織間の壁を取り除いた強固な連携活動体制が構築されました。19日に緊急消防援助隊の活動が終了した後も、行方不明者の捜索要員・活動用資機材の輸送をはじめ、県・市による被害状況の調査、孤立地域となった耕英地区避難住民の一時帰宅など、継続的にヘリコプターの需要は存在し、7月以降のほとんどの任務は陸上自衛隊のヘリコプターなどにより遂行されました。

(別表1・2参照。詳細は宮城県消防課のホームページをご覧ください。<http://www.pref.miyagi.jp/syoubou/>)

(※1) 日没近くに数十名の消防隊員と数百kgの重量の救助資機材が大量に下山待ちとなり、消防防災ヘリコプターのみでは対応しきれなくなった事案。内規により日没後は飛行できない航空隊もあるため、陸上自衛隊に急遽依頼したところ、陸上自衛隊は独自の任務を後回しにして、すべての消防隊員と救助資機材を大型輸送ヘリコプター(CH-47)にて一括輸送をした。



別表1 ヘリコプターの機関別飛行回数

区 分	延べ飛行回数
自衛隊ヘリ（陸・空）	7 6 6
海保ヘリ	2 6
国土交通省東北地方整備局ヘリ	6 1
消防防災ヘリ	3 0 7
警察ヘリ	1 8 4
合 計	1,3 4 4

別表2 ヘリコプター活動期間中の搬送人員

内訳区分	人 数
救出・救助者関係	3 4 0
活動部隊員	5,4 9 8
調査・災害対策活動 支援要員	5 2 9
孤立地区への一時帰宅者 など	1,1 3 6
その他	5 4 0
合 計	8,0 4 3

3. 「宮城県防災航空隊活動支援員制度」について

宮城県では「緊急消防援助隊受援計画」の中に、「航空部隊の後方支援」という項目があり、知事が県内消防本部の長に対し、『航空部隊の活動支援を行う応援職員の要請』をすることができるとしています。またその際、県内消防本部の長は『ヘリコプター航空活動の経験者の中から応援職員を選任し派遣する』こととなっています。これにより「岩手・宮城内陸地震」の際は、同年3月に離任した航空隊OB隊員3名を3消防本部から、発災後3日間（延べ人数5名）にわたり派遣していただきました。

活動内容は、宮城県防災航空隊事務所（ヘリベースとなった仙台市消防ヘリポート内）における連絡・調整業務、情報収集・伝達業務などの防災航空隊長の補佐役としての業務の他に、フォワードベース（築館総合運動公園陸上競技場）の安全管理や燃料補給など、臨時ヘリポートの運用業務なども担当し、ブランクを感じさせない、臨機応変の的確な対応は各活動隊からたいへん高い評価をいただきました。また、宮城県が派遣要請をした航空隊OB隊員以外にも、県内各本部から航空隊OB隊員が被災地に多数派遣されており、指揮支援部隊長の指示により航空関連業務に優先配置されるなどの措置がなさ



OB隊員らと県内消防本部の隊が協力して、燃料補給を実施している様子（築館グランドHP）

れ、理想的な後方支援体制が築かれました。

このOB隊員の活用は、予想をはるかに超えた効果がありましたが、一方では、具体的な要請の方法などの手続き上の問題や、隊員の身分・補償に関する問題などの課題が残りました。

そこで、宮城県では県内全消防（局）本部の協力をいただき、「宮城県防災航空隊活動支援員取扱要綱」を事後に策定し、上記課題について明確化を図りました。これは、緊急消防援助隊の受援時のほか、県内発生 of 災害（大規模林野火災など）や訓練においても適用可能なものとなっており、総合的な航空消防活動体制の強化に繋がるものとなりました。

4. おわりに

宮城県では過去6回の地震の発生頻度を平均すると、37年に一度の頻度で宮城県沖地震が発生しています。前回の発生からすでに31年が経過し、いつ再来してもおかしくない状況です。

宮城県では、昨年の岩手・宮城内陸地震の際に判明した各種課題を検討し、大災害時において災害対策活動等に従事するヘリコプターの運航要領等を定めた「ヘリコプター安全運航確保計画」の策定を急いでいます。また、情報の共有や相互連絡体制に課題があり、有効な活動に繋がらなかった災害派遣医療チーム（DMAT）の活動組織やドクターヘリとの連携強化を図るため、ヘリコプター運用調整会議の参画組織として県医療整備課を新たに加えるなど、関係機関との連携強化を図るため、着々と『準備』を進めています。

詳細についての問い合わせ先

宮城県総務部消防課管理調整班

電話 022（211）2372



滋賀県 湖南広域消防局
消防局長 中野 宗城

京阪神の近郊都市として発展

湖南広域消防局は、県民の母なる湖「琵琶湖：Mother Lake」の南部に位置する草津市・守山市・栗東市および野洲市の4市で構成され、管内人口は31万人、総面積は256.55km²（うち琵琶湖面積49.87km²）を管轄する広域消防を組織しております。

管内の気候は、年間平均気温は15℃、年間降水量は約1,200mmで、温暖な太平洋型気候の特徴を示しています。

管内には国道1号線および国道8号線が通過し、名神高速道路栗東IC、新名神高速道路草津田上ICへと接続するなど、交通の要衝として数多くの企業が立地しています。



JR草津駅周辺のビル群

また、JR東海道線で大阪まで約50分、京都まで20分以内の距離にあることから、管内JR6駅を中心に高層マンションの開発が進み、京阪神への通勤圏として人口の増加が続いています。一方、琵琶湖に向かっては穏やかな平坦地に田園風景が広がり、琵琶湖ではマリンスポーツも盛んに行われるなど自然豊かな地域でもあり、休日には県内はもとより京阪神からも多くの家族連れやバスフィッシングなどのレジャー客が訪れるアウトドアスポットになっています。

消防体制

本年度は広域消防体制整備後、40年の節目の年を迎えるとともに、4月1日には消防本部から消防局制に移行しました。

現在、1本部5消防署1分署2出張所を擁し、302人の職員と4市に組織されている消防団（4団本部、27分団、677人）とともに市民生活の安心・安全の確保に努めています。

また、野洲市消防団では滋賀県内初、現職では全国で2人目という女性の副団長が本年4月1日に誕生するなど、4市の消防団がともに最前線の活動だけでなく後方支援や啓発活動にも力を入れています。

職員の体力アップに科学の目 ～消防と大学がスクラム～

近年の社会情勢の変化とともに消防活動の範囲は広がり、市民の消防に対する期待は更に高まっています。その期待に応えるべく消防職員は、日々過酷な条件下で任務を遂行していること

から、平成18年度に職員の身体にかかる負荷を克服する為、スポーツ学の専門家であるびわこ成蹊スポーツ大学と組織的連携に関する基本協定を調印し、研究活動・支援活動・教育活動等について共同して事業を推進しています。研究活動のなかではスポーツ医学的立場から、「消防職員の体力低下の予防と管理」をテーマに高橋正行教授の講演をいただき、また体力測定等を通して職員の総合的生活習慣の評価を行うなど、トレーニング法の構築およびフィジカルトレーニングの研究等に取り組んでいます。



高橋正行教授による講演

ファイヤー・エコ・プロジェクト

当消防局では地球温暖化防止対策の一環として、『ファイヤー・エコ・プロジェクト』と題して二酸化炭素の排出抑制に取り組んでいます。

本年は「みどりのカーテンプロジェクト」としてゴーヤを庁舎の窓や壁面で栽培し、環境負荷の低減を図るとともに、収穫後には職員の栄養補給にも一役買っています。さらには、エコドライブ10のすすめ



ゴーヤによる「みどりのカーテン」

めを定めるなど、消防車両や資機材から排出される排ガスの抑制を図る「エコドライブプロジェクト」と、環境に優しい消防活動を展開するために組織的に取り組んでいます。

重要文化財を守るため、見分調査を実施

札幌市消防局

札幌市消防局は8月19日、27日及び9月4日、所管部局の協力を得て日頃の定期的な査察のほかに、火災調査員による重要文化財(8か所)の見分調査を実施しました。歴史的建造物は一般的に古い木造建物が多く、火災が発生すると燃え広がる速度も速く、全焼火災になる恐れがあります。また、特殊な建築様式も多いため火災調査活動も困難となることから、基礎部分から小屋裏までの建物構造や、電気的な出火の危険性などの専門的な知識を必要とする部分を火災調査員の視点で調査しました。



国の重要文化財「豊平館」を見分する火災調査員

沼津市・清水町合同水難救助訓練を実施

沼津市消防本部／清水町消防本部

沼津市消防本部と清水町消防本部は8月25日、行政区域を接して流れる狩野川で、現場での連携、互いの装備及び技術を確認するため、合同で水難救助訓練を実施しました。訓練は、60歳代の女性が土手を散歩中に誤って川に転落したという想定で、沼津市、清水町それぞれの救命ボートに沼津市の水難救助隊が乗船し、2か所で水中検索を実施、要救助者を救出しました。そのほか、現場本部連携調整訓練、陸上支援連携訓練を行い効率のよい一体的な現場活動が展開できるようになりました。



要救助者を救出して心肺蘇生を行う水難救助隊

消防通信

望

楼

ぼうろう

尼崎市防災総合訓練を実施

尼崎市消防局

尼崎市は8月28日、藻川左岸河川敷において、防災総合訓練を実施しました。訓練は、地震や台風等の大規模な災害を想定して、国土交通省、社団法人尼崎市医師会、尼崎市消防団等21団体が参加し、同時多発火災の消火など21種類の訓練を実施しました。尼崎市消防局では、倒壊家屋及び倒壊中高層建物からの救助救出訓練や尼崎市医師会と合同での負傷者の応急手当及び医療機関への搬送訓練、尼崎市消防団と連携した消火活動訓練等を実施し、市域における防災体制の確立を目指しました。



倒壊中高層建物からの救助救出訓練

救急フェアを開催

大隅肝属地区消防組合消防本部

大隅肝属地区消防組合中央消防署は8月30日、鹿屋市内のショッピングセンターにおいて、今年で15回目となる救急フェアを開催しました。当日は、救急資器材や車両の展示、公開救助訓練、子供用防火衣を着用した写真撮影会を行い住民に対して消防業務への理解を深めました。また、応急手当コンテストには管内事業所から8団体12チーム24名が参加して心肺蘇生法を行い、迅速かつ的確に行えるかを審査しました。白熱した実演に買い物客も足を止め、実演終了後には拍手を送っていました。



白熱した実演が繰り広げられた応急手当コンテスト

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

警防科(第85期)

警防科第85期は、警防業務に関する高度な専門的知識及び技術を修得し、さらに教育指導者等としての資質の向上を目的として、全国から60名が6月9日関東地方の梅雨入りと同じくして入学し、7月31日に卒業しました。

訓練では、消防力の整備指針に新たに組み込まれた3人体制での指揮隊の活動要領を修得するため、消防本部及び現地指揮本部の適正な運用方法を疑似体験するシミュレーション訓練を行いました。特に指揮訓練については、前回の警防科卒業生を教育支援教官として招聘し、指揮隊の具体的な活動要領を学びました。さらに東京消防庁の実働部隊の支援を受けた大隊訓練等により、指揮隊の重要性と各隊員の活動要領などを修得することができました。

座学では、消防法制や消防実務管理、教育指導者としての教育技法、火災現場指揮をはじめとする各種災害種



3人体制による現場指揮訓練



大隊長を総代とした大隊訓練

別による活動対策などを学び、高度な知識を修得することができました。

また、講義演習においては、各学生が各都道府県の消防学校等において警防業務に関する講義が行えるよう予め指定されたテーマに沿って講義資料を作成し発表するなど、教育指導者としてより実践的な演習も行いました。

このほか、加圧排煙機を利用した消防戦術（PPV〈Positive Pressure Ventilation〉：火災で発生する熱気・濃煙を排出することにより、消防隊員の活動環境の改善、要救助者の早期発見、水損の軽減を目的としたもの。）の実習も行いました。

学生からは、これからの警防業務に必要なとなる能力の向上が図れたとの声が多く寄せられました。

この研修中に習得した知識、技術、情報及び全国的なネットワークをもとに各消防機関の幹部として、更なる活躍をされるよう期待しています。

危機管理・防災教育科 国民保護コース(第7回)

平成21年度の「危機管理・防災教育科 国民保護コース(第7回)」は、6月8日から6月12日までの5日間

実施されました。

本コースは、それぞれの地方自治体における国民保護



消防大学校だより

行政の実務を担う職員が、国民保護制度における関係機関の活動を理解するとともに、事案発生時には、それぞれの地域・団体において、迅速・的確な初動対応がとれる人材を育成することを目的としています。

講義では、NPO法人NBCR対策推進機構の井上忠雄氏や株式会社独立総合研究所の青山繁晴氏などの著名な危機管理の専門家による「情報と危機管理」に関する講義のほか、消防庁国民保護防災部の幹部による講義や



青山繁晴氏の講義（警防科と合同聴講）



課題研究・討議の様子

図上訓練、各課題ごとに編成した班による課題研究・討議及び発表の時間を取り入れ、内容の充実を図りました。

学生からは「講義や課題研究の内容が幅広く、国民保護を担当する者としてとても有意義だった。」「他の都道府県、市町村、消防本部の方との意見交換ができて良かった。」等の意見が寄せられました。

消防大学校成績優秀者（学生番号順）

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部（都道府県）
警防科(第85期) 6月9日～7月31日 60名	小林 晃昌	深谷市消防本部(埼玉県)
	谷地森直樹	東京消防庁(東京都)
	阿部 治	藤沢市消防本部(神奈川県)
	藤生 正樹	伊賀市消防本部(三重県)
	小池 一彰	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部(大阪府)
	松田 吉弘	備北地区消防組合消防本部(広島県)
	岡田 孝弘	伊予消防等事務組合消防本部(愛媛県)
火災調査科(第17期) 6月2日～7月24日 52名	藤井 一徳	さいたま市消防局(埼玉県)
	酒井 淳	さいたま市消防局(埼玉県)
	吉村亜紗子	名古屋市消防局(愛知県)
	林 剛弘	春日井市消防本部(愛知県)
	片木 伸光	桜井市消防本部(奈良県)

平成21年秋季全国火災予防運動

予防課

平成21年11月9日(月)から15日(日)までの7日間、平成21年秋季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者及び財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から1週間の日程で実施されています。この期間に各地で住宅防火診断、防火講演会、防災訓練など様々な行事やイベントの開催を予定していますので、積極的に参加し、防火に対する正しい知識・技能の習得に努めてください。

昨年、全国で5万2,394件の火災が発生し、1,969人(うち住宅火災(放火自殺者等除く)は1,123人)の方が亡くなっています。火災を未然に防止するためには、一人ひとりが防火の重要性を認識し、火災を起こさないよう日常生活において防火を実践していくことが大切です。このため、今回は次の4点を重点推進項目として設定し、積極的に火災予防対策を推進します。

住宅火災による死者数が、平成15年から6年連続で1,000人を超えていることや、住宅火災による死者の6割が逃げ遅れにより亡くなっていること、高齢化に伴い更なる死者数の増加が懸念されていることなどから、住宅用火災警報器の早期設置の促進を図ることを目的とした「住宅防火対策の推進」。そして、放火が平成9年以降12年連続の出火原因の第1位となっていることから、より積極的に放火火災を減少させるための「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」。また、グループホーム火災等を踏まえた防火管理体制の充実、違反是正指導等

に着目した「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」。さらに、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることを踏まえ、電気用品、燃焼機器、自動車等による火災対策としての「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」。

また、各地域における防火安全体制の充実、震災時における出火防止対策の推進等について、地域の実情に応じて推進を図ることとしています。

平成21年度全国統一防火標語

『消えるまでゆっくり火の元にらめっ子』



「平成21年秋の全国火災予防運動」広報用ポスター

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント -3つの習慣・4つの対策-

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



婦人(女性)防火クラブ活動の 理解と参加の呼びかけ

防災課

婦人(女性)防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得や、防火意識の啓発などを目的として、家庭の主婦などが中心となって活動している組織です。

平成20年4月1日現在、全国各地で1万1,586団体が組織され、約182万人のクラブ員が活動していますが、近年、組織数、クラブ員数とも減少傾向にあります。

婦人(女性)防火クラブは、地域の実情に応じた様々な活動を行っています。家庭防火に役立つ活動として、住宅用火災警報器の普及活動や共同購入、各家庭の防火診断、初期消火訓練などを行っているほか、地震時の家具の転倒を防止するための対策、災害時の後方支援活動など、地域の防火・防災のための幅広い実践活動を行っているクラブもあります。

特に、住宅用火災警報器の普及促進は、婦人(女性)防火クラブが積極的に取り組んでいる活動の一つとなっています。

平成20年中、住宅火災における死者数(放火自殺者等を除く)は1,123人で、そのうち、逃げ遅れによる死者数は、667人となっています。住宅火災で亡くなる方を一人でも減らすためには、住宅用火災警報器の普及をはじめ、更なる住宅防火対策の徹底が必要です。平成16年に改正された消防法により、住宅用火災警報器の設置、維

持が義務付けられ、新築住宅は新築時に、また既存の住宅についても市町村の条例で定める日まで(遅くとも平成23年6月)に設置することが定められています。

婦人(女性)防火クラブでは、消防団などとも連携して、住宅用火災警報器の設置・維持管理などの住宅防火対策の重要性や必要性について積極的な啓発に取り組んでいます。

このように、婦人(女性)防火クラブは地域の防火・防災のために貢献し、安全な地域社会の実現に寄与しています。消防庁としても、都道府県の連絡協議会の設立の支援(平成21年8月現在42府県)などを通じて、これら婦人(女性)防火クラブの育成強化に努めていきたいと考えています。

大規模災害時には、情報の錯綜や各種ライフラインの寸断により、様々な混乱が生じることが予想されます。そのような状況の中で地域の被害を最小限に抑えるためには、主婦等の女性の方々の災害対応活動が非常に重要となります。「自分たちの地域は自分たちで守る」という信念と連帯意識の下に、火災や災害に強い安全なまちづくりに向け、より多くの女性の方々に、防火・防災の重要性を認識していただき、婦人(女性)防火クラブ活動へ積極的に参加していただきたいと考えています。



紙人形劇による防火意識の啓発活動
(写真提供：岡山県倉敷市 倉敷市女性防火クラブ協議会)



住宅用火災警報器設置についての実態調査
(写真提供：愛媛県伊予市 湊町婦人防火クラブ)



正しい119番緊急通報要領の呼びかけ〔11月9日は「119番の日」〕 ～迅速・確実な消防活動のために～

防災情報室

国民の生命財産を守る消防活動の迅速さ、確実性を確保するためには、住民からの的確な119番通報が不可欠です。

119番通報時の留意点について、まとめましたのでご利用ください。

How to 119番通報

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために119番通報は重要なものです。

119番通報の受信は、管轄する消防本部の指令室等で行っています。年間の119番着信件数は、全国で約810万件(平成20年中)にのぼっており、その内訳をみると、救急・救助に関する通報件数が全体の約6割を占めています。

あなたも通報する場面に遭遇するかもしれません。119番通報にあたってご留意いただきたい点は次のとおりです。

① 一般的な留意事項

119番通報の際、消防本部等の指令員から「**火事ですか？ 救急ですか？**」と聞かれます。また、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて対応をお願いします。

火災の場合

- ・住所(近くの目標物・ビル等の場合、何階か?)
- ・何が燃えているか?
- ・逃げ遅れはないか?
- ・通報者の氏名・電話番号

救急の場合

- ・住所(近くの目標物・ビル等の場合、何階か?)
- ・誰がどうなったのか?
- ・通報者の氏名・電話番号

事故の場合

- ・住所(近くの目標物等)
- ・どういう事故か?
- ・怪我人(閉じこめられている人)はいるか?
- ・通報者の氏名・電話番号

緊急通報の際、通報内容から傷病者の生命がおびやかされていると思われる場合、傷病者への気道確保、胸骨圧迫(心臓マッサージ)などの応急手当をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。また、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などについては適切な病院搬送につながる情報として、救急車から確認電話の

際にお尋ねする場合があります。

② 携帯電話からの通報にかかる注意点

近年の携帯電話の普及に伴い、携帯電話による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は約4分の1となっています。携帯電話からの119番通報については、発信者が周辺の地理に不案内な場合も多い等の課題がありましたが、平成19年4月から、携帯電話等からの119番通報時に発信場所の位置情報が各消防本部に通知される共通のシステムの運用が始まりました。平成21年4月1日現在、223消防本部においてこのシステムが導入されており、迅速かつ効果的な指令業務に役立っています。

通報者の位置情報が消防本部に通知されるようになりましたが、以下の点にご留意ください。

- ・通報場所の住所の確認をお願いします。もし、分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱等で確認するなどの手段があります。
- ・確認のため消防本部から折り返し電話をかけることがありますので、携帯電話又はPHSの電源は入れたままをお願いします。

③ IP電話からの通報にかかる注意点

加入者番号が「050」から始まる電話番号は、119番通報できるものとできないものがありますので、自宅のIP電話が緊急通報に対応しているか、確認してください。対応していない場合は、携帯電話から119番通報するか、あるいは最寄りの消防署の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに済みます。

119番通報の訓練をしよう～通報訓練～

火災や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切です。しかし、一生に一度あるか、ないかの緊急事態に直面した場合、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。そのため、消防本部では地域の消防訓練などと合わせて、119番の通報訓練を受け付けています。

これは、事前に通報訓練を行うことを連絡した上で、実際に119番通報を体験できるものです。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効と考えられますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。



セルフスタンドにおける安全な給油について

危険物保安室

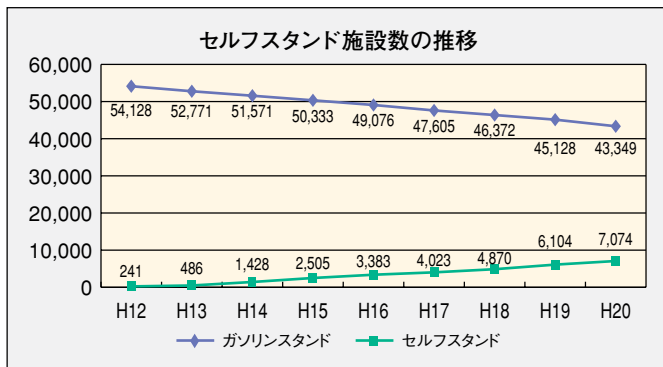
セルフスタンド解禁の経緯

ドライバーが自ら給油を行うセルフサービス方式の給油取扱所（セルフスタンド）は平成10年4月から認められた比較的新しいガソリンスタンドの形態です。従来は保安上の問題からドライバーが自ら給油を行うことは認められていませんでしたが、平成7年に閣議決定された「規制緩和推進計画」を受け、諸外国のセルフスタンドとの比較、セルフサービス方式とした場合の危険要因の抽出及び評価などを3年間検討した結果、従来のガソリンスタンドと同等の安全性を確保するための基準が整備され、セルフスタンドが解禁されました。

セルフスタンドの現況

近年、セルフスタンドは急増しており、平成20年3月末現在、7,000箇所を超えています。

一方、ガソリンスタンドの総数は減少傾向にあるため、フルサービスのガソリンスタンドが減少しています。



セルフスタンドの安全対策の改正経緯

平成13年、セルフスタンドにおいて給油中に自動車の給油口付近で静電気が原因と考えられる火災が発生したことを受け、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」など保安上必要な事項を記載する注意書きに「静電気対策に係る事項」を加えるよう、各消防本部に通知しました。

また、セルフスタンドの火災発生率がフルサービスのガソリンスタンドに比べ高いことから、平成19年には危

		H14	H15	H16	H17	H18	H19
給油取扱所の火災件数	給油中に発生した火災件数	54	38	37	26	40	27
	フル	7	1	3	3	3	1
	セルフ	12	6	4	3	6	3

険物の規制に関する規則を改正し、給油ノズルは静電気を有効に除去することができる構造とすることや、給油中に吹きこぼれたガソリンが顧客に飛散しない措置を講ずること等が義務付けられ、セルフスタンドの設備に関する基準が強化されました。

給油中の主な注意事項

セルフスタンドで給油する際には、計量機の見やすい箇所に表示されている使用方法、注意事項を必ずお読みください。

また、ご不明な点があれば、計量機付近に設置されているインターホンでセルフスタンド従業員にお問い合わせください。

給油方法

※自動停止したら追加給油しないで下さい。油があふれる恐れがあります。
※給油方法がわからない場合や異音、油の吹きこぼれ等異常がある時は直ちに給油を停止し係員へ連絡して下さい。

静電気を除去するノズルに巻く

ノズルを給油口に入れる

レバーを引く

ノズルを戻す

給油口のキャップを閉める

給油時の注意事項（必ずお読み下さい）

給油中は給油口より目を離さないで下さい。
満タンになると給油を自動停止しますが、次の場合には油があふれる恐れがあります。

- ① 車種によるエアの抜けが悪い場合
- ② ノズルレバーを少しだけ引いてゆっくり給油した場合
- ③ バイク等で給油口へのノズルの挿入が浅い場合

※油があふれたときはすぐにレバーを戻して下さい。
・ノズルを取る時および給油口からはずした状態ではレバーに触れないで下さい。

油種確認

火気厳禁

エンジン停止
バイク下車

車の燃料タンク以外への
給油禁止

携帯電話使用禁止

その他

セルフスタンドにおける給油に関しては、下記のHPをご参考に、安全に給油して下さるようお願いいたします。

消防庁：セルフ給油に関する注意事項

http://www.fdma.go.jp/html/new/self_atten.pdf

石油連盟：セルフ給油での油吹きこぼれに関する注意事項

http://paj.gr.jp/paj_info/topics/2006/20061219.html

8月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第144号	平成21年8月 4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について(通知)」の一部改正について(通知)
消防予第334号	平成21年8月 6日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	調達概要(案)に係る意見募集について
消防危第149号	平成21年8月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物事故防止ブロック会議の開催について
府政防第598号 消防災第328号 21文科施設企第17号 社援総発0813第1号 21経営第2595号 国河防第292号 気企第99号	平成21年8月13日	都道府県防災担当主管部(局)長 都道府県民生主管部(局)長 都道府県衛生主管部(局)長 都道府県土木主管部(局)長 都道府県農林水産主管部(局)長 都道府県教育委員会教育長 都道府県私立学校主管部(局)長	内閣府政策総括官(防災担当)付参事官(災害応対策担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長 厚生労働省社会・援護局総務課長 農林水産省経営局経営政策課長 国土交通省河川局防災課長 気象庁総務部企画課長	平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について
消防消第225号	平成21年8月14日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁長官	市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令の施行について(通知)
消防救第177号 医政発0814第2号	平成21年8月14日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁次長 厚生労働省医政局長	「消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の公布について
消防救第179号 消防災第323号	平成21年8月14日	各都道府県知事 各政令指定都市市長	消防庁次長	「消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」の公布等について(通知)
消防消第236号 消防災第341号	平成21年8月27日	各都道府県知事	消防庁長官	防災情報通信設備整備事業交付金交付要綱の制定について(通知)
消防危第160号	平成21年8月31日	関係道県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	認定事業所に係る調査依頼について

消防庁人事

平成21年 9月 1日付

氏名	新	旧
田村 一郎	併任解除 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任解除 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官	総務課課長補佐 併任 国民保護・防災部参事官補佐 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室課長補佐 併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部 防災課国民保護運用室課長補佐
細田 大造	併任 国民保護・防災部防災課地域情報把握専門官 併任 国民保護・防災部参事官付理事官	国民保護・防災部防災課災害対策官 併任 国民保護・防災部防災課理事官

平成21年 9月16日付

氏名	新	旧
株丹 達也	免 消防大学校長事務取扱	次長 命 消防大学校長事務取扱
岡本 全勝	消防大学校長	総務省大臣官房付 併任 総務省大臣官房審議官

広報テーマ

10 月		11 月	
①ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課 危険物保安室 防災課 参事官 防災課	①秋季全国火災予防運動	予防課 防災課 防災情報室 危険物保安室
②火山災害に対する備え		②婦人(女性)防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	
③消防の国際協力に対する理解の推進		③正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》	
④地震に対する日常の備え		④セルフスタンドにおける安全な給油について	